

鈴鹿市地域づくり協議会条例をここに公布する。

平成31年3月25日

鈴鹿市長

鈴鹿市条例第3号

鈴鹿市地域づくり協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地域づくり協議会（地域づくりの組織（鈴鹿市まちづくり基本条例（平成24年鈴鹿市条例第18号）第14条第1項の地域づくりの組織をいう。以下同じ。）であって第6条第1項本文の規定による認定を受けたものをいう。以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めることにより、協議会の活動の定着及び活性化を図り、もって住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、市と協働して地域づくり（地域におけるまちづくり（鈴鹿市まちづくり基本条例第2条第4号のまちづくりをいう。）をいう。以下同じ。）を行うものとする。

2 協議会は、地域づくりを行うに当たっては、地域の活性化及び地域の課題の解決に寄与する活動に自主的かつ主体的に取り組むものとする。

3 協議会は、地域づくりを円滑かつ効果的に行うため、協議会相互に情報交換及び連絡調整を図るよう努めるものとする。

(連携)

第3条 協議会と市は、地域づくりを推進するため、相互に連携を図るものとする。

(協議会の区域)

第4条 協議会の区域は、規則で定める。

(協議会の要件)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) その区域に居住する者及びその区域で活動するものを構成員とすること。
- (2) 目的、名称、事務所の所在地、役員、総会の方法その他規則で定める事項を規定した規約を定め、当該規約に従い運営されていること。
- (3) その区域の自治会が推薦した者が、その運営に参画していること。

(4) 民主的で透明性のある運営ができること。

(認定等)

第6条 市長は、前条の要件に該当する地域づくりの組織を協議会として認定することができる。ただし、その区域に既に協議会があるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請するものとする。

3 協議会は、その目的、名称、事務所の所在地その他規則で定める事項（次項において「協議事項」という。）を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に協議するものとする。

4 協議会は、協議事項、代表者その他規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。

5 市長は、協議会が前条の要件に該当しなくなった場合その他規則で定める場合において、協議会と協議の上、やむを得ないと認めるときは、第1項本文の規定による認定を取り消すことができる。

(協議会の事業)

第7条 協議会は、地域づくりを推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 健康づくり及び地域福祉の増進に関する事業
- (2) 安全かつ安心な生活環境づくりに関する事業
- (3) 子どもの健全育成に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域づくりに寄与する事業

(活動の制限)

第8条 協議会は、次に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(地域計画)

第9条 協議会は、第7条の事業を行うため、地域の特性に基づく地域の将来像並びに地域づくりの基本目標及び活動方針を定めた地域計画を策定するものとする。

(市の支援)

第10条 市は、地域づくりを推進するため、協議会に対し、必要な支援を行うものとする。この場合において、市は、協議会の自主性及び自立性を尊重するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。